

第10号議案

春日市スポーツセンター条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年2月21日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

春日西多目的広場公園の整備に伴い、春日市西野球場を廃止するとともに、市が発行した温水プール専用のプリペイドカードの使用期限に関し、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市スポーツセンター条例等の一部を改正する条例

(春日市スポーツセンター条例の一部改正)

第1条 春日市スポーツセンター条例(平成20年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

春日市総合スポーツセンター	春日市大谷6丁目28番地
春日市西野球場	春日市白水ヶ丘2丁目104番地

」

を

「

春日市総合スポーツセンター	春日市大谷6丁目28番地
---------------	--------------

」

に改める。

第10条第1項中「別表第5」を「別表第4」に改める。

第12条中「及び春日市西野球場」を削る。

別表第1の表中/

「

	温水プール	1 毎週月曜日 (休日の場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日)	午前9時から 午後10時まで
		2 12月28日から翌年1月4日まで	
春日市西野球場		1 毎月第3月曜日 (休日の場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日)	午前9時から 午後9時まで
		2 12月28日から翌年1月4日まで	

」

を

「

温水プール	1 毎週月曜日 (休日の場合は、その日後において その日に最も近い休日でない日)	午前9時から 午後10時まで
	2 12月28日から翌年1月4日まで	

」

に改め、同表備考2中「及び春日市西野球場」を削る。

別表第4を削り、別表第5を別表第4とする。

(春日市スポーツセンター条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 春日市スポーツセンター条例の一部を改正する条例(平成26年条例第18号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「同日以後においても」を「令和8年3月31日までの間に限り」に改める。

附 則

この条例は、令和7年5月7日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。